

参 考 資 料

(稅負擔輕減措置關係)

現行制度における税負担軽減措置の事例(その1)

【住宅用地等の取得に係る特例】(不動産取得税) <課税標準特例>

住宅用地等の宅地評価土地を取得した場合、課税標準を1/2とする特例

<制度創設> 平成6年度

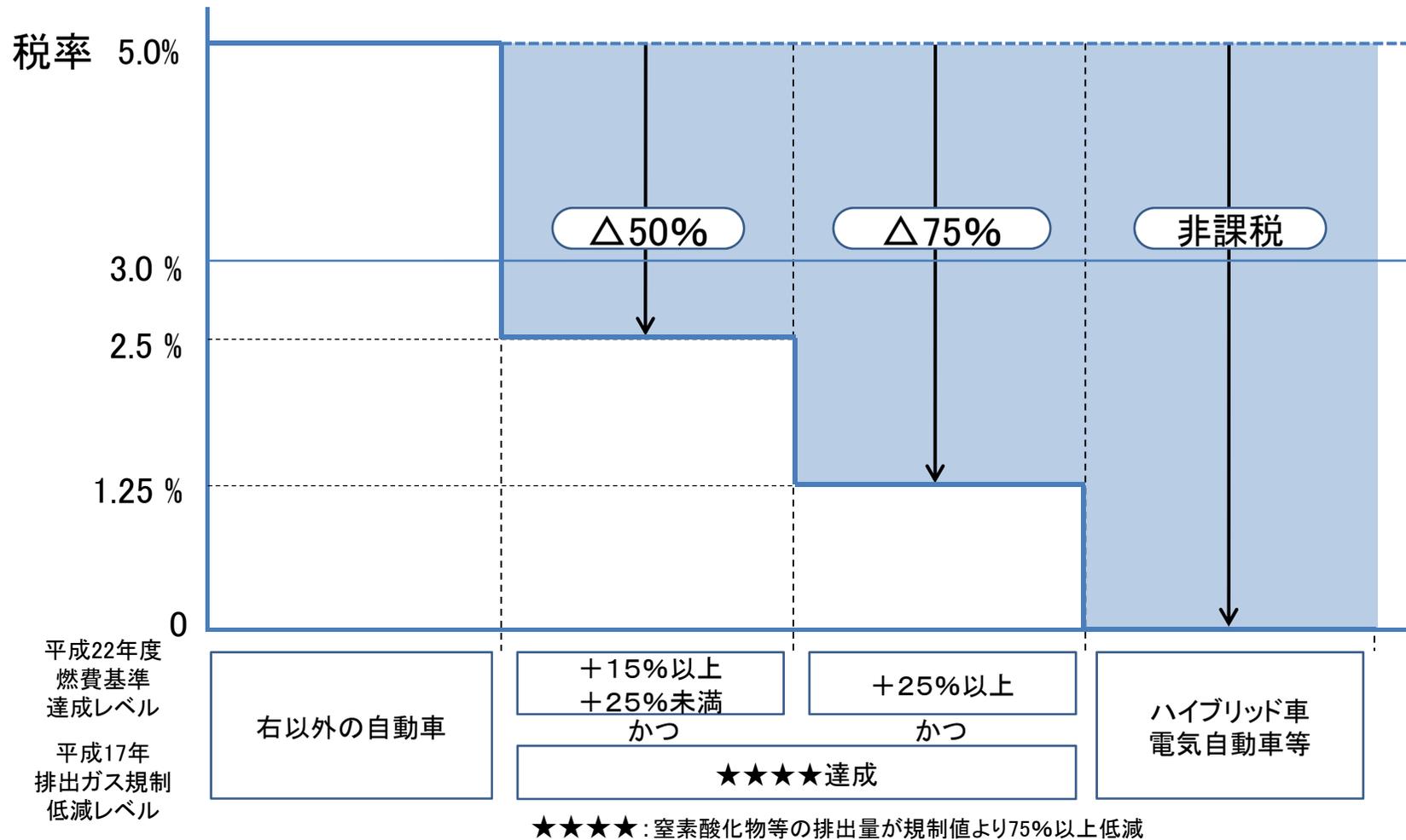
<H22減収見込み額> 2,599億円

※不動産取得税の課税標準は、不動産取得時の不動産の価格(固定資産評価額)

現行制度における税負担軽減措置の事例(その2)

【エコカー減税】(自動車取得税) <税率特例>

一定の燃費性能等を備えた自動車(新車に限る)について、自動車取得税の税率を軽減する特例



<制度創設> 平成21年度

2 <H22減収見込み額> 1,395億円

現行制度における税負担軽減措置の事例(その3)

【住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）】（個人住民税）＜税額特例＞

所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けた場合で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合に、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する特例

＜制度創設＞ 平成18年度

＜H22減収見込み額＞ 1,019億円

現行制度における税負担軽減措置の事例(その4)

【社会保険診療報酬の非課税・医療法人税率特例】(事業税) <所得計算・税率特例>

- ・ 医業を営む個人及び医療法人の所得の計算上、社会保険診療につき支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、また、経費は損金の額に算入しないことにより、社会保険診療報酬を実質的に非課税。
- ・ 医療法人の自由診療報酬については軽減税率を適用。

社会保険診療部分	自由診療部分	
↓	↓	総医療収入のうち約15%
非課税		
	医療法人	(参考) 普通法人
所得 年400万円以下	5.0%	5.0%
年400万円超800万円以下	6.6%	7.3%
年800万円超	(軽減税率)	9.6%

※税率は、地方法人特別税の税率を含む

<制度創設> 昭和27年度

4

<H22減収見込み額> 961億円

現行制度における税負担軽減措置の事例(その5)

【生命保険料控除・地震保険料控除】(個人住民税) <課税標準特例>

控 除 名	控 除 の 趣 旨	H22減収額
生命保険料控除 (S37年度～)	長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るため、支払った生命保険料の一定額を所得から控除(最大7万円)	1,611億円
地震保険料控除 (H20年度～)	地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全促進等のため、支払った地震保険料の金額の2分の1を所得から控除(最大2.5万円)	101億円

現行制度における条例委任制度等(その1)

①不均一課税制度

公益上その他の自由により必要がある場合には、条例により、非課税や税負担軽減(不均一課税)が可能。特に利益がある場合には、税負担増も可能。

(公益等にかかる課税免除及び不均一課税)

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益にかかる不均一課税及び一部課税)

第七条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

②条例減免制度

災害等特別の事情がある場合に、条例により、減免が可能。

※この条例減免は一旦納税義務が発生した税額を減免するものであり、そもそも税額が生じない非課税や税負担軽減とは法的な効果が異なる。

(固定資産税の減免) ※固定資産税の場合。個人住民税など他の税目にも同様の規定あり。

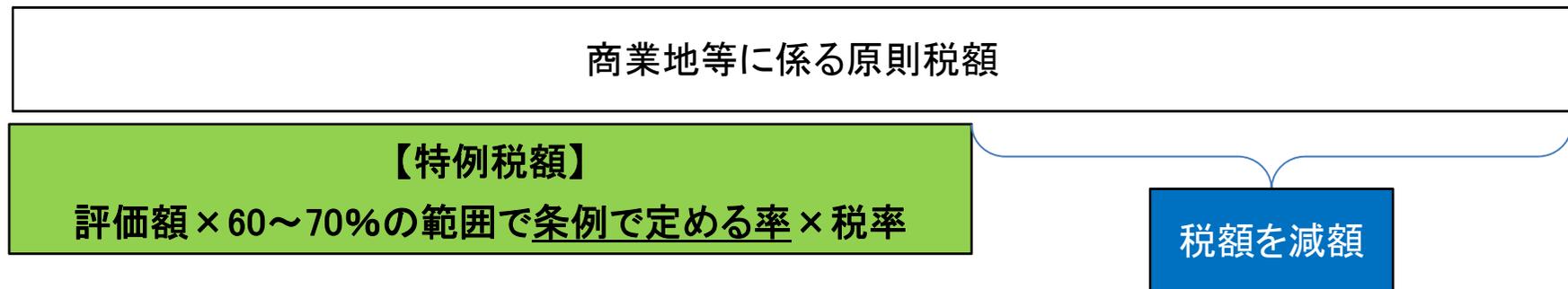
第三百六十七条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

現行制度における条例委任制度等(その2)

<固定資産税・都市計画税>

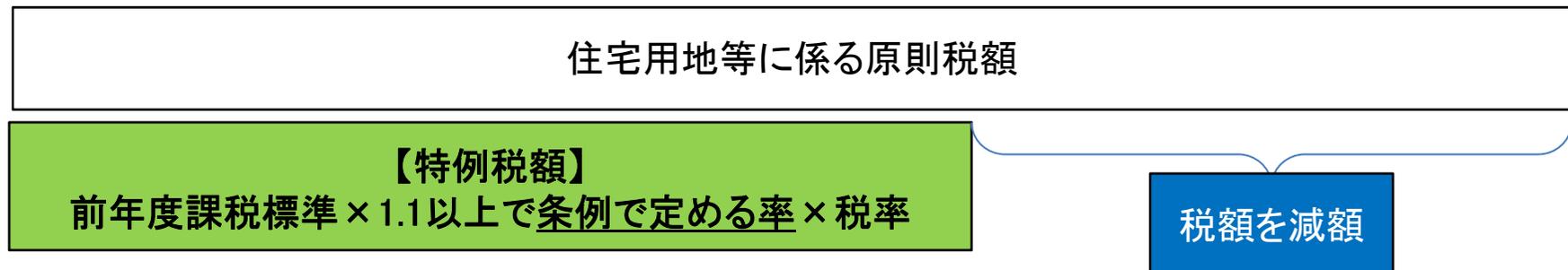
③ 商業地等に係る条例減額制度

商業地等に係る固定資産税額が、下図の特例税額を上回る時は、上回る税額を減額。



④ 税負担急増地域(住宅用地・商業地等・特定市街化区域農地に限る)に係る条例減額措置

住宅用地等に係る固定資産税額が、下図の特例税額を上回る時は、上回る税額を減額。



現行制度における条例委任制度等(その3)

<個人住民税>

⑤条例で指定されたNPO法人への寄附に関する税額控除

都道府県・市町村が条例で指定したNPO法人に対する寄附金については、2千円を超える額の10%（都道府県民税4%・市町村民税6%）を所得割の額から控除

<自動車取得税>

⑥過疎バスの取得に係る非課税

過疎地域等における地域公共交通確保維持のため、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は自動車取得税を非課税

基準財政収入額の算定方法

【基本的な算定方法】 ※土地に係る固定資産税の場合

$((\text{平均価格} \times \text{地積} - \text{課税標準特例額}) \times 1.4\% - \text{税額特例額}) \times 75\% \times 98\%$

<1.4%: 標準税率 75%: 基準財政収入額への算入率 98%: 標準的な徴収率>

【条例に基づく減額制度に関する基準財政収入額の算定方法】

- ・ 不均一課税
- ・ 条例減免
- ・ 商業地等に係る条例減額
(固定資産税・都市計画税)
- ・ 税負担急増地域に係る条例減額
(固定資産税・都市計画税)

等

基準財政収入額の算定に
反映させない



独自に減税した場合でも
交付税による補填なし

不均一課税については、特に法律で定めた
場合に基準財政収入額に反映させ、減収を
交付税で補填する仕組みあり